

第94期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月19日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

場所

神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ
5階「日輪」

**決議
事項**

第1号議案

監査等委員でない取締役
6名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役
2名選任の件

第3号議案

監査等委員でない取締役（業務執行取締役に限る。）に対する譲渡制限付株式の
割当てのための報酬決定の件

総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、
あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。



株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
第94期定時株主総会を6月19日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。
ご高覧くださいますようお願い申し上げます。



東邦チタニウム株式会社
代表取締役社長 山尾 康二

当期における取組みのハイライト

■ 共通、■ 茅ヶ崎工場、■ 若松工場、■ サッカ一部		
2024年 4 月	■	茅ヶ崎市よりチタン製の「名誉市民証」（当社チタン使用、トーホーテック株式会社加工）を加山雄三氏へ贈呈
2024年 5 月	■	株式会社ギラヴァンツ北九州(J3)と連携協定を締結
	■	茅ヶ崎工場の総合事務棟の建設工事に着工 ※ZEB(Net Zero Energy Building)の認証取得を予定
2024年 6 月	■	WEBTi [®] （チタン多孔質体薄板）の新工場建設を決定
2024年10月	■	「統合報告書2024」発行
2025年 1 月	■	トーホーテック株式会社のチタン系粉事業を当社に移管（WEBTi [®] の生産体制強化）
2025年 3 月	■	トーホーテック株式会社の株式の一部を株式会社ワールドインテックへ譲渡
	■ ■	茅ヶ崎工場、若松工場において個人株主様向け工場見学会を実施

詳しくは当社ウェブサイトをご覧ください。
URL： <https://www.toho-titanium.co.jp/>



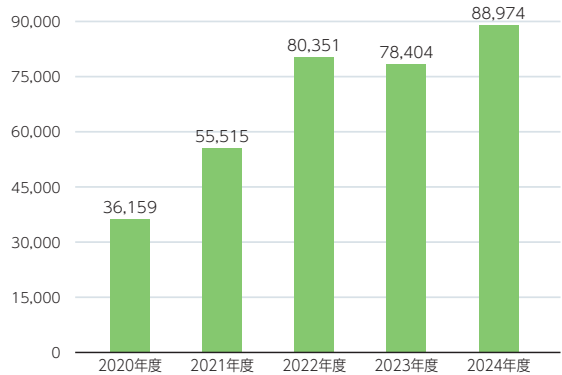
財務ハイライト

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属 する当期純利益
2024年度実績	88,974	5,880	5,514	3,726
2023年度実績	78,404	5,628	6,273	4,951

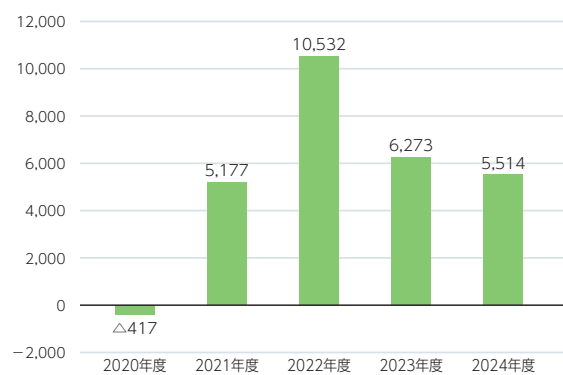
売上高（連結）

(単位：百万円)



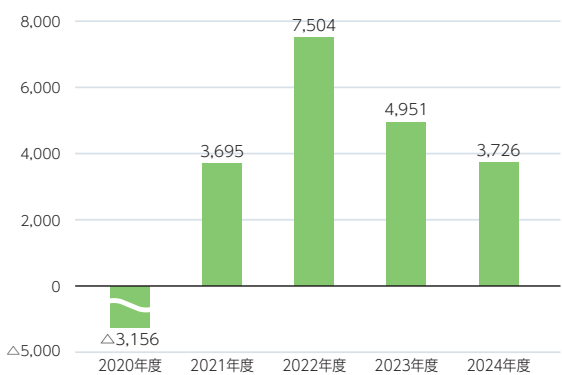
経常利益（連結）

(単位：百万円)



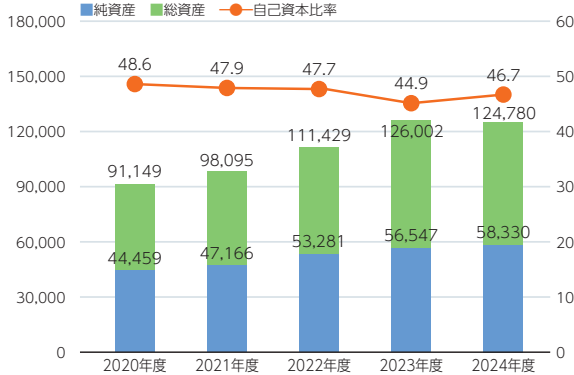
親会社株主に帰属する当期純利益（連結）

(単位：百万円)



純資産、総資産、自己資本比率（連結）

(単位：百万円、%)



(証券コード5727)

2025年5月30日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月23日

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号
東 邦 チ タ ニ ウ ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 長 山 尾 康 二
社

第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94期定時株主総会を下記により開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.toho-titanium.co.jp/ir/stock/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル®）

<https://www.soukai-portal.net>

QRコードは
議決権行使書用紙に
ございます

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年

6月18日（水曜日）午後5時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。また、総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月19日（木曜日）午前10時
(受付開始:午前9時30分)

2. 場 所 神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 5階「日輪」

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第94期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第1号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

第3号議案 監査等委員でない取締役（業務執行取締役に限る。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月18日（水曜日）午後5時20分到着分まで

インターネットによる議決権行使の場合



インターネットにより議決権を行使される場合には、ページの内容をご確認のうえ、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月18日（水曜日）午後5時20分まで

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。代理人によって議決権を行使される場合の代理人は、本総会において議決権を行使することのできる株主様1名に限ります。

ご注意事項

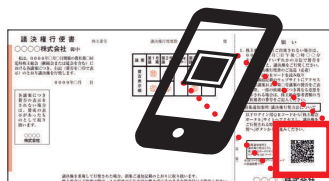
- ① 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ② 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ③ パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- ④ パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ⑤ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年6月18日（水）午後5時20分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶<https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

第1号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

現在の監査等委員でない取締役全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役6名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役の候補者は、次のとおりであります。

なお、監査等委員会は、当社の中長期的な企業価値向上の観点から、各候補者を監査等委員でない取締役に選任することが適切であるとの意見を有しております。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位及び担当
1	山 尾 康 二 再 任	代表取締役社長・社長執行役員
2	堀 川 松 秀 新 任	常務執行役員 技術戦略本部長 新素材事業部審議役
3	井 ノ 川 朗 再 任	取締役・常務執行役員 E S G推進部・経営企画部・総務人事部・調達部・物流部管掌
4	飯 田 一 彦 再 任	取締役
5	井 窪 保 彦 再 任 社 外 独 立	社外取締役
6	大 藏 公 治 再 任 社 外 独 立	社外取締役



再任

1

やま お やす じ
山尾 康二

生年月日
1959年1月7日生

所有する当社の株式数
3,709株

略歴、当社における地位及び担当

1981年4月	日本鉱業株式会社入社	2017年4月	J X金属株式会社（社名変更） 常務執行役員
2012年10月	J X日鉱日石金属株式会社 金属事業本部総括室 室長	2018年4月	電材加工事業本部副本部長
	パンパシフィック・銅株式会社 執行役員（総務部・経営企画部担当）	2019年4月	同社取締役・常務執行役員
2013年4月	J X日鉱日石金属株式会社執行役員		経理財務部・環境安全部・物流部・監 査部管掌
2013年6月	同社執行役員 経営企画部担当、金属事業本部総括室 室長	2020年4月	パンパシフィック・銅株式会社 代表取締役（2020年3月退任）
2014年6月	同社執行役員 経理財務部担当、経理財務部長	2021年4月	社長補佐（特命事項）・環境安全部管掌
		2021年6月	当社顧問
			当社代表取締役社長・社長執行役員 （現在に至る）

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役の候補者とした理由

山尾康二氏は、J X金属グループにおいてJ X金属株式会社で取締役・常務執行役員、パンパシフィック・銅株式会社で代表取締役として経営に携わり、当社代表取締役社長に就任してからは、当社の経営を牽引し、諸施策の展開を通じて企業価値の向上に寄与しております。これらの経験を活かすことにより、適切な経営判断を行うことが期待できることから、監査等委員でない取締役の候補者となりました。



新任

2

ほり かわ まつ ひ で
堀川 松秀

生年月日
1965年5月30日生

所有する当社の株式数
1,709株

略歴、当社における地位及び担当

1990年4月	当社入社	2023年4月	当社常務執行役員（現在に至る） 技術戦略本部副本部長
2013年6月	プロセス開発部部長		技術戦略本部技術開発センター 所長
2015年4月	技術開発本部開発部長		新素材事業部審議役（現在に至る）
2019年4月	技術開発センター開発部長	2024年4月	技術戦略本部長（現在に至る） 技術戦略本部技術開発センター 所長
2020年4月	技術本部技術開発センター 副所長		
2021年4月	当社執行役員 技術本部技術開発センター 所長 技術本部総括室審議役		

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役の候補者とした理由

堀川松秀氏は、長年にわたりプロセス開発等の技術開発に携わり、当社執行役員就任後は技術開発、新規事業開発等を中心に経営経験を有しております。これらの経験や実績を活かすことにより、適切な経営判断を行うことが期待できることから、監査等委員でない取締役の候補者となりました。



再任

3 | い の かわ あきら
井ノ川 朗

生年月日
1964年6月5日生

所有する当社の株式数
3,418株

略歴、当社における地位及び担当

1989年4月	日本鉱業株式会社入社	2021年4月	執行役員 内部統制推進室管掌
2013年10月	パンパシフィック・カップー株式会社 チリ事務所法務部長	2022年4月	経営管理本部副本部長 経営管理本部総務人事部総務担当部長
2017年4月	当社へ出向 当社経営企画部長	2022年6月	当社取締役・執行役員
2018年3月	当社へ移籍	2023年4月	当社取締役・常務執行役員（現在に至る）
2019年4月	経営管理本部総務人事部長	2023年6月	経営管理本部長
		2024年1月	E S G推進部・経営企画部・総務人事部・ 調達部管掌（現在に至る）
		2025年4月	物流部管掌（現在に至る）

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役の候補者とした理由

井ノ川朗氏は、JX金属グループにおいて、JX金属株式会社などで長年にわたり総務、法務、経営企画など間接部門の業務を担当し、当社執行役員就任後は、総務、人事などを中心に経営経験を有しております。これらの経験や実績を活かすことにより、適切な経営判断を行うことが期待できることから、監査等委員でない取締役の候補者となりました。



再任

4 いいだ かずひこ
飯田 一彦生年月日
1963年12月7日生所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当

1988年4月	日本鉱業株式会社入社	2016年4月	J X 金属株式会社 日立事業所副所長
2008年4月	日鉱金属株式会社 白銀工場製造部マキナス担当部長	2019年4月	同社執行役員 タンタル・ニオブ事業部副事業部長
2009年7月	同社からNikko Metals Philippines, Inc.へ出向 同社Plant Manager	2020年4月	タンタル・ニオブ事業部長 技術本部審議役（現在に至る）
2014年4月	JX Nippon Mining & Metals Philippines, Inc.(社名変更)（現 JX Metals Philippines, Inc.） President	2022年4月	同社常務執行役員（現在に至る）
		2023年6月	当社取締役（現在に至る） J X 金属株式会社 経営企画部審議役（現在に至る）
		2025年4月	同社先端材料事業本部長（現在に至る） 先端材料事業本部タンタル・ニオブ事業部長（現在に至る）

重要な兼職の状況

J X 金属株式会社
常務執行役員

監査等委員でない取締役の候補者とした理由

飯田一彦氏は、J X 金属グループにおいて、J X 金属株式会社などで長年にわたり電解銅箔その他の電子材料事業部門の技術者として要職を歴任した後、J X 金属株式会社の常務執行役員として経営に携わっており、豊富な経験と実績を有しております。これらの経験や実績を活かすことによる有益な意見、助言が期待できることから、監査等委員でない取締役の候補者となりました。なお、同氏は、当社の業務執行を行わない取締役の候補者であります。



再任

社外

独立

5 い く ぼ や す ひ こ
井窪 保彦生年月日
1953年2月11日生所有する当社の株式数
0株 在任年数
10年

略歴、当社における地位及び担当

1977年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会） （現在に至る）	2007年4月	第一東京弁護士会副会長
1991年1月	阿部・井窪・片山法律事務所シニアパートナー（現在に至る）	2009年4月	関東弁護士会連合会副理事長
1994年4月	最高裁判所司法研修所教官	2014年4月	日本弁護士連合会常務理事
		2015年6月	当社社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

阿部・井窪・片山法律事務所
シニアパートナー

監査等委員でない社外取締役の候補者とした理由及び期待する役割

井窪保彦氏は、弁護士として長年企業法務の各分野に携わっており、その知識・経験を活かし、法的リスク管理その他の法務的視点などから有益な意見、助言を頂いております。今後もこうした意見、助言とともに、業務執行から独立した客観的な立場から、適切な経営判断と経営陣に対する実効性の高い監督を行っていただくことが期待できることから、監査等委員でない社外取締役の候補者となりました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断いたしました。



再任

社外

独立

6

おおくら きみはる
大藏 公治

生年月日
1953年5月14日生

所有する当社の株式数 在任年数
0株 6年

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月	三井物産株式会社入社	2015年4月	株式会社エムディアル取締役会長
2001年5月	米国三井物産上級副社長	2016年4月	三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社取締役
2003年9月	三井物産株式会社 ベースメタル部長	2017年7月	オーニッツ代表（現在に至る）
2005年4月	同社非鉄原料事業部長	2019年6月	当社社外取締役（現在に至る）
2008年5月	日本アマゾンアルミニウム株式会社 代表取締役社長		

重要な兼職の状況

オーニッツ 代表

監査等委員でない社外取締役の候補者とした理由及び期待する役割

大藏公治氏は、三井物産株式会社において、米国人の副社長、金属事業部門の部長を歴任し、また当社が出資する資源投資会社において代表取締役社長を務めるなど、金属事業分野及び企業経営に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識・経験を活かした有益な意見、助言を頂いております。今後もこうした意見、助言とともに、業務執行から独立した客観的な立場から、適切な経営判断と経営陣に対する実効性の高い監督を行っていただくことが期待できることから、監査等委員でない社外取締役の候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. J X 金属株式会社は当社の親会社であり、JX Metals Philippines, Inc.は、当社の親会社である J X 金属株式会社の子会社です。これらの会社の業務執行者である候補者及び過去10年間に業務執行者であった候補者の各社における地位及び担当は略歴記載のとおりです。
3. 当社は、飯田一彦、井窪保彦及び大藏公治の各氏との間で、限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、本総会において各氏が再任された場合、各氏との間で同契約を継続する予定です。
4. 当社は、当社の取締役及び執行役員並びに当社の業務命令により国内非上場会社の役員に就任している当社従業員の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、経営判断、業務執行等に関わる役員の賠償責任又は費用負担等の被保険者の損害を当該保険契約により担保することとしております。各候補者は、その選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。保険料は全額当社で負担しており、2025年9月に当該保険契約の更新を予定しております。
5. 井窪保彦及び大藏公治の両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、本総会において両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となります。
6. 所有する当社株式数には、当社の役員持株会における持分を含めた実質株式数を記載しております。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役 片岡拓雄氏及び原田直巳氏が任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。



新任

1	あだち 足立	みちあき 倫明	生年月日 1961年7月31日生	所有する当社の株式数 103株
---	------------------	-------------------	---------------------	--------------------

略歴、当社における地位及び担当					
1986年4月	日本石油株式会社入社	2019年6月	触媒事業本部触媒開発部長		
2001年4月	博士号（工学）取得	2020年4月	触媒事業部副事業部長		
2015年4月	J X 日鉱日石エネルギー株式会社 日立事業所長	2021年7月	経営管理本部 E S G 推進部長		
2018年10月	当社入社	2023年4月	当社執行役員(現在に至る)		
2019年4月	触媒事業本部触媒開発部 製品開発担当部長		経営管理本部副本部長		
		2024年1月	E S G 推進部長（現在に至る）		

重要な兼職の状況
なし

監査等委員である取締役の候補者とした理由

足立倫明氏は、E N E O S グループの石油事業会社において長年にわたり研究開発等の業務を担当し、当社執行役員就任後は、E S G 推進部を所管し、サステナビリティ活動を推進しました。当社の各部門におけるコンプライアンス、リスク管理等を含む E S G 全般に関わる取組みを統括する立場で、それら取組みのレベルアップに貢献してきました。これらの経験や実績を活かすことにより、業務執行から独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を行っていただくことが期待できることから、監査等委員である取締役の候補者となりました。



再任

社外

独立

2 はら だ なお み
原田 直巳

生年月日
1958年9月5日生

所有する当社の株式数 在任年数
0株 4年

略歴、当社における地位及び担当

1981年4月	株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行	2008年8月	資産管理サービス信託銀行株式会社受託資産管理部長
1989年10月	ロンドン興銀ダイレクター	2011年6月	株式会社ゆりかもめ常務取締役
2004年10月	ルクセンブルグみずほ信託銀行最高経営責任者（CEO&MD）	2021年6月	当社社外取締役監査等委員（現在に至る）
2006年4月	Euroclear plcノン・エグゼクティブ・ダイレクター（非業務執行取締役）		

重要な兼職の状況

なし

監査等委員である社外取締役の候補者とした理由及び期待する役割

原田直巳氏は、日本及び欧州において幅広い金融業務の経験を有するとともに、銀行の海外現地法人及び外資系金融機関で最高経営責任者及び非業務執行取締役を、また、日本の事業会社で常務取締役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験を有しております。また、2021年6月に当社社外取締役監査等委員に就任し、経営陣の職務の執行を監査しております。これらの知識や経験に基づく有益な意見、助言を頂くとともに、監査等委員としての役割を適切に果たし、業務執行から独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を行って頂くことが期待できることから、監査等委員である社外取締役の候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、原田直巳氏との間で、限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、本総会において同氏の再任が承認された場合、同氏との間で同契約を継続する予定です。また、本総会において足立倫明氏の選任が承認された場合、同氏との間で、限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定です。
3. 当社は、当社の取締役及び執行役員並びに当社の業務命令により国内非上場会社の役員に就任している当社従業員の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、経営判断、業務執行等に関わる役員の賠償責任又は費用負担等の被保険者の損害を当該保険契約により担保することとしております。各候補者は、その選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。保険料は全額当社で負担しており、2025年9月に当該保険契約の更新を予定しております。
4. 原田直巳氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、本総会において再任が承認された場合、引き続き独立役員となります。
5. 所有する当社株式数には、当社の役員持株会における持分を含めた実質株式数を記載しております。

(ご参考)

取締役（監査等委員である取締役を含む）の専門性と経験（第94期定時株主総会終結後の予定）

	性別	企業経営 経営戦略	マーケティング 営業	製造・技術 ・研究開発	サステナビリティ リスクマネジメント	内部統制 ガバナンス	人事・労務 ・人材開発	法務 コンプライアンス	財務会計 税務	IT・デジタル	グローバル経験
山尾 康二	男性	○			○	○			○		○
堀川 松秀	男性			○	○					○	
井ノ川 朗	男性	○			○	○	○	○			○
飯田 一彦	男性	○		○						○	○
井窪 保彦	男性				○	○		○			
大藏 公治	男性	○	○		○						○
足立 倫明	男性			○	○			○			○
千崎 滋子	女性				○	○			○	○	○
原田 直巳	男性	○	○		○	○			○	○	○
小林 昭夫	男性				○	○			○		○

以上

第3号議案 監査等委員でない取締役（業務執行取締役に限る。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の監査等委員でない取締役の報酬額は、2020年6月18日開催の当社第89期定時株主総会において、年額320百万円以内（うち監査等委員でない社外取締役分年額50百万円以内、使用人兼取締役の使用人部分の給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の監査等委員でない取締役（業務執行取締役に限る。以下、「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額10百万円以内として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.04%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.42%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、本議案（ご参考）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の監査等委員でない取締役は6名（うち社外取締役2名を含む業務執行取締役でない取締役は3名）で、第1号議案のご承認が得られた場合でも同様であり、対象取締役は3名となります。

なお、本議案につきましては、任意で設置された人事・報酬等諮問委員会で役割と職責にふさわしい水準となっているか、業績及び企業価値の向上に對する適切なインセンティブとなっているかなどについて審議され、了承された上で取締役会において承認しております。また、監査等委員会としては、人事・報酬等諮問委員会の審議結果を踏まえ、決定手続きは適切に行われており、本議案の内容は妥当であると判断しております。

記

対象取締役に對する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の

年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数30,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の業務執行取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の業務執行取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の業務執行取締役その他当社取締役会で定める地位にあ

ったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の業務執行取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) マルス条項

当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令又は社内規定等に重要な点で違反し、当社取締役会が相当と認める場合その他当社取締役会が定める一定の事由が生じた場合、当該対象取締役の保有する本割当株式の全部を無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の業務執行取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会で本議案が承認されることを条件に、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員等に対し、割り当てる予定です。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、次のとおりとする。

1.基本方針

取締役の報酬は、各人の職責、当社の業績等に応じた適正な水準とすることを基本とし、固定報酬である基本報酬及び企業価値向上に向けたインセンティブとしての業績連動報酬、並びに株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした非金銭報酬である株式報酬をもって構成する。ただし、業務を執行しない取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

取締役の報酬の体系及び具体的内容は、独立社外取締役を主な構成員とする人事・報酬等諮問委員会において事前に審議の上、その答申に基づき取締役会において決定する。

2.基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）とし、求められる能力及び責任を総合的に勘案して役職ごとの具体的金額を取締役会において定める。ただし、業務を執行しない取締役の基本報酬の金額は、一般水準等を考慮の上、代表取締役社長が取締役会の委任に基づき決定する。

3.業績連動報酬等の内容及び額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（業務を執行しない取締役を除く。）の業績連動報酬として、各事業年度の当社の連結業績に連動する賞与（金銭報酬）を事業年度終了後に一括して支給する。

取締役の賞与の算定方法等の詳細は、人事・報酬等諮問委員会において事前に審議の上、その答申に基づき取締役会において定める。ただし、代表取締役社長は、後記６に記載のとおり、取締役会の委任に基づき一定の割合の範囲内で個人別の賞与の額を増減することができる。

なお、業績連動報酬が過大とならないよう、取締役の賞与には上限を設定する。

4.株式報酬の内容及び額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、取締役（業務を執行しない取締役を除く。）に対し、原則として退任時に譲渡制限を解除する、業績に連動しない譲渡制限付株式を、毎年一定の時期に付与する。

当社は株主総会において金銭報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、取締役会決議に基づき、取締役（業務を執行しない取締役を除く。）を対象に金銭報酬債権を支給し、支給を受けた取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより株式の割当てを受けるものとし、支給する金銭報酬債権は各人の役位や職責を踏まえて決定する。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役の特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定する。

5.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額、及び株式報酬の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬等の割合については、役位や職責等を踏まえて決定する。

6.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

代表取締役社長は、取締役会の委任に基づき、取締役会が決定した算定方法により算定された取締役の個人別の賞与の額について、対象者全員に対する総支給額を増加させることなく、取締役会が定めた一定の割合の範囲内で各取締役の業務執行に係る成果に応じて金額を増減することができる。ただし、取締役の株式報酬の個人別の割当数については人事・報酬等諮問委員会の答申を尊重して、取締役会の決議により定める。

以上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境や企業業績の改善が続く中、個人消費や企業の設備投資が持ち直し景気は緩やかな回復基調が継続しました。

世界経済は、米国では堅調な動きが続き、欧州、中国では持ち直しの兆しが見られましたが、米国新政権の政策による影響や中国経済の先行き懸念、地政学リスクの高まり、金融資本市場の変動等の影響など先行きが不透明な状況は依然として継続しております。

当社グループを取り巻く事業環境は、金属チタン事業においては航空機向け需要の回復に加えウクライナ紛争に起因するサプライチェーンの変化もあり、製品販売は引き続き堅調に推移しました。また、中国における経済停滞等の影響がおおむね底を打ち、化学品事業においては通信、車載、産業機器等の需要は回復がみられましたが、触媒事業においては中国国内におけるポリオレフィンの生産能力が過剰な状況が続いております。一方、コスト面では、輸入原材料価格や電力価格はピークアウトしたものの依然として高い水準を維持しております。円の対米ドル相場は前年度に比べ更に円安が進行しておりましたが、期末は円高傾向に推移し149.5円となりました。

こうした中、当連結会計年度における経営成績は、売上高889億74百万円(前年同期比13.5%増)、営業利益58億80百万円(同4.5%増)、経常利益55億14百万円(同12.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益37億26百万円(同24.7%減)となりました。

セグメント別の状況は次のとおりです。

金属チタン事業

当連結会計年度における金属チタンの販売は、米国の大手航空機メーカーであるボーイング社における品質問題やストライキの影響を受けたものの、航空機向け輸出スポンジチタンの販売は堅調に推移しました。一方、一般産業用途向けの販売については、中国メーカーによる過剰生産の影響を受け、前年同期を下回る結果となりました。また、半導体用途向け高

純度チタンについては、需要が回復傾向にあり、前年同期を上回る水準で推移しました。

収益面については、為替円安及び販売価格是正を主因に、当期の金属チタン事業は、売上高655億68百万円(前年同期比10.5%増)、営業利益69億26百万円(同53.6%増)となりました。

触媒事業

当連結会計年度における触媒の販売は、中国国内でのポリオレフィンの生産能力が過剰となりポリプロピレンの輸出量が大幅に増加した影響で、中国周辺諸国の当社顧客において生産量の回復が遅れているものの、その他の地域では触媒使用量に回復の兆しが見られたため、前期を上回る水準となりました。こうした中、当期の触媒事業は、売上高106億80百万円(前年同期比45.8%増)、損益面においては在庫調整により前年同期に比べ低稼働率となった影響はあるものの営業利益23億71百万円(同21.4%増)となりました。

化学品事業

当連結会計年度における主要製品の超微粉ニッケルの販売は、主な用途である積層セラミックコンデンサ（MLCC）の中国における経済停滞等の影響がおおむね底を打ち、まだ流通在庫調整はあるものの需要自体は各分野で回復し始めたことにより、前年同期を上回る水準となりました。

一方、ニッケルの国際価格（LME〔ロンドン金属取引所〕価格）の下落等により販売価格が低下し、更に在庫バランス改善のための超微粉ニッケルの生産調整を行なった結果、当期の化学品事業は、売上高127億24百万円(前年同期比8.6%増)、営業損失は14億94百万円(前年同期は9億36百万円の利益)となりました。

事業部門別売上高

(単位：百万円)

区 分	当期 (2024年度)	前期 (2023年度)	増減率
金 属 ち た ん 事 業	65,568	59,363	10.5%
触 媒 事 業	10,680	7,326	45.8%
化 学 品 事 業	12,724	11,714	8.6%
合 計	88,974	78,404	13.5%

事業部門別営業利益

(単位：百万円)

区 分	当期 (2024年度)	前期 (2023年度)	増減率
金 属 ち た ん 事 業	6,926	4,510	53.6%
触 媒 事 業	2,371	1,952	21.4%
化 学 品 事 業	△1,494	936	－
全 社 費 用	△1,922	△1,771	－
合 計	5,880	5,628	4.5%

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当期における設備投資は、設備の維持保全及び若松工場における超微粉ニッケルの新工場建設等、その総額は前期比42億30百万円増の123億88百万円となりました。

この設備投資に係る所要資金は借入金及び自己資金により賄いました。

(3) 企業集団の対処すべき課題

当社は、「2030年ありたい姿」として、「先進素材と技術を創出し環境変化への柔軟性を持つ高収益企業となり、高度循環型社会の発展に貢献する」ことを目指し、その実現に向けて2023-2025年度中計期間における主要課題を設定しました。

現在、金属チタン事業は、航空機向け需要が足元、調整局面にありますが、中長期では成長を見込んでいます。触媒事業におけるポリプロピレン製造用触媒及び化学品事業における超微粉ニッケルについても、触媒はポリプロピレン市場の成長に伴い、超微粉ニッケルは通信機器の高機能化、自動車のEV化や自動運転化、第6世代移動通信システム（6G）の実用化等により積層セラミックコンデンサ（MLCC）の販売が伸びることに伴い、中長期的にそれぞれ需要が拡大するものと期待されます。

アメリカの相互関税の影響等により国内外の経済状況は先行き不透明な状況ですが、さらなる成長と競争力強化を図るべく、主として次の課題に取り組んでまいります。

① 金属チタン事業

若松工場のスポンジチタン生産能力の増強に取り組み、スポンジチタンの安定供給を推進してまいります。また、輸入原料価格や電力価格はピークアウトしたものの、依然として高い水準を維持しているため、引き続き適正な製品販売価格の実現に取り組んでまいります。

② 触媒事業

当社触媒の主な用途分野であるポリプロピレンの需要拡大が中長期的に見込まれる中、生産性の改善による製造コスト削減、高性能触媒の提供に取り組んでまいります。

③ 化学品事業

小型・大容量MLCCに対応できる超微粉ニッケルの供給体制を強化するため、若松工場において新工場の建設を進めており、2025年度の稼働開始を目指してまいります。

④ 新素材事業

PEM（固体高分子膜）型水電解水素製造装置の陽極側拡散層としての活用が期待されているチタン多孔質体（WEBTi®）について、茅ヶ崎工場内で建設中の新工場の稼働を2025年度下期に開始し、併せて新規顧客獲得に取り組んでまいります。その他の新規事業案件についても事業化の探索の取組みを強化してまいります。

⑤ ESG経営の推進

2021年5月に策定した「2050年カーボンニュートラルビジョン」のもと、2030年には2018年比で約40%のCO₂排出量削減、2050年にはカーボンニュートラル（CO₂排出

量実質的ゼロ)の達成を目指し、引き続きチタン新製錬技術の開発に取り組むとともに、CO₂フリー電力やカーボンニュートラルLNGの導入拡大等を進めてまいります。また、社内のESG推進委員会における検討を経て設定している重点課題と目標に沿って、廃棄物最終処分量の削減や、人材育成、全社的リスクマネジメント定着等の課題に取り組んでまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

当期及び過去3年間の財産及び損益の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分 \ 年 度	2021年度 第91期	2022年度 第92期	2023年度 第93期	2024年度 第94期 (当 期)
売 上 高 (百万円)	55,515	80,351	78,404	88,974
営 業 利 益 (百万円)	5,228	10,693	5,628	5,880
経 常 利 益 (百万円)	5,177	10,532	6,273	5,514
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,695	7,504	4,951	3,726
1株当たり当期純利益 (円)	51.93	105.44	69.57	52.36
総 資 産 (百万円)	98,095	111,429	126,002	124,780

(注)「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。詳細は、「連結注記表 [会計方針の変更に関する注記]」をご覧ください。

(5) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（2025年3月31日現在）

① 親会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社に対する議 決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
J X 金 属 株 式 会 社	75,000	50.41	・ 薄膜材料（ターゲット、表面処理剤、 化合物半導体材料等）の製造・販売 ・ 機能材料（電解・圧延銅箔、精密 圧延品・精密加工品）の製造・販売 ・ 非鉄金属リサイクル及び産業廃棄物処理 ・ 資源事業

（注）前連結会計年度末において当社の親会社であったE N E O Sホールディングス株式会社は、当社の直接の親会社であるJ X金属株式会社の上場に伴う同社が保有するJ X金属株式の一部売出しによって、当社の親会社に該当しないこととなりました。

当社とJ X金属株式会社との関係の主要なものは、次のとおりです。

- ・ 当社からJ X金属株式会社への高純度チタンの販売
- ・ J X金属株式会社から当社への各種金属の溶解加工委託
- ・ J X金属株式会社から当社への非常勤役員の派遣
- ・ J X金属株式会社から当社への従業員の出向

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
Toho Titanium America Co., Ltd.	600千米ドル	100.00	金属チタン製品、プロピレン重合用触媒の販売
東 邦 マ テ リ ア ル 株 式 会 社	200	80.00	チタン酸カリウム等の無機材料製品の製造販売

(注) 前連結会計年度末において連結子会社であったトーホーテック株式会社は、2025年3月24日の株式の売却に伴い当社の出資比率が35%になったことにより、連結子会社から除外しております。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

区 分	主 要 製 品
金 属 チ タ ン 事 業	スポンジチタン、チタンインゴット
触 媒 事 業	プロピレン重合用触媒
化 学 品 事 業	超微粉ニッケル、高純度酸化チタン

(8) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

事 業 所	所 在 地
本社	神奈川県横浜市
茅ヶ崎工場	神奈川県茅ヶ崎市
若松工場	福岡県北九州市
八幡工場	福岡県北九州市
日立工場	茨城県日立市
黒部工場	富山県黒部市
岐阜工場 (東邦マテリアル株式会社)	岐阜県土岐市

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
金 属 チ タ ン 事 業	458名	34名減
触 媒 事 業	157名	8名増
化 学 品 事 業	217名	3名増
全 社 (共 通)	428名	88名増
合 計	1,260名	65名増

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額 (百 万 円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,400
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	7,228
株 式 会 社 横 浜 銀 行	7,200
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	5,000
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	3,500

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	160,000,000株
② 発行済株式の総数	71,270,910株
③ 株主総数	28,253名
④ 大株主	

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
J X 金 属 株 式 会 社	35,859,400	50.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,287,000	6.02
日 本 製 鉄 株 式 会 社	3,500,000	4.92
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NT MEL AUSTRALIAN TREATY LENDING CLIENTS ACCOUNT	639,100	0.90
BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT	614,464	0.86
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	598,400	0.84
野 村 證 券 株 式 会 社	569,936	0.80
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M I L M F E	331,031	0.47
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	312,032	0.44
STATE STREET BANKAND TRUST COMPANY505001	286,899	0.40

(注) 持株比率は、自己株式 (98,836株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 役員の状況

① 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
山 尾 康 二	代表取締役社長・社長執行役員	
結 城 典 夫	取締役・副社長執行役員 社長補佐（技術全般） 環境安全部・品質保証部・設備技術 部・情報システム部管掌 技術戦略本部・新素材事業部管掌	
井 ノ 川 朗	取締役・常務執行役員 E S G推進部・経営企画部・総務人 事部・調達部管掌	
飯 田 一 彦	取締役（非常勤）	J X金属株式会社 常務執行役員 タンタル・ニオブ事業部長 経営企画部審議役 技術本部審議役
井 窪 保 彦	取締役（非常勤）	阿部・井窪・片山法律事務所 シニアパートナー
大 藏 公 治	取締役（非常勤）	オーニッツ 代表
片 岡 拓 雄	取締役監査等委員（常勤）	
千 崎 滋 子	取締役監査等委員	千崎滋子公認会計士事務所 代表 株式会社湖池屋 社外取締役・監査等委員
原 田 直 巳	取締役監査等委員	
小 林 昭 夫	取締役監査等委員	小林昭夫公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役 小林昭夫氏は、2024年6月20日開催の第93期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役のうち、井窪保彦及び大藏公治の両氏は、社外取締役であります。
3. 取締役監査等委員のうち、千崎滋子、原田直巳及び小林昭夫の3氏は、社外取締役であります。
4. 当社は、取締役 井窪保彦及び大藏公治の両氏並びに取締役監査等委員 千崎滋子、原田直巳及び小林昭夫の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、取締役 飯田一彦、井窪保彦及び大藏公治の3氏並びに各取締役監査等委員との間で、賠償責任限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、

経営判断、業務執行等に関わる役員の賠償責任又は費用負担等の被保険者の損害を当該保険契約により担保することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役及び執行役員並びに当社の業務命令により国内非上場会社の役員に就任している当社従業員の全員であり、被保険者は保険料を負担していません。なお、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けること等により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

7. 取締役監査等委員 千崎滋子及び小林昭夫の両氏は、公認会計士として長年監査やコンサルティング業務等に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、片岡拓雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
9. 取締役 結城典夫、井ノ川朗及び飯田一彦の3氏については、2025年4月1日付で地位及び担当又は重要な兼職の状況が次のとおり変わりました。

氏 名	地 位 及 び 担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況
結 城 典 夫	取締役・副社長執行役員 社長補佐（技術全般） 環境安全部・品質保証部・設備技術部・情報システム部管掌 技術戦略本部管掌
井 ノ 川 朗	取締役・常務執行役員 E S G推進部・経営企画部・総務人事部・調達部・物流部管掌
飯 田 一 彦	J X金属株式会社 常務執行役員 先端材料事業本部長 先端材料事業本部タンタル・ニオブ事業部長 経営企画部審議役 技術本部審議役

② 当事業年度に係る取締役の報酬等

ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

（i）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、独立社外取締役を主な構成員とする人事・報酬等諮問委員会において事前に審議の上、取締役会において決議いたしました。

（ii）決定方針の内容の概要

取締役の報酬は、各人の職責、当社の業績等に応じた適正な水準とすることを基本とし、固定報酬である基本報酬と企業価値向上に向けたインセンティブとしての業績連動報酬等をもって構成する。ただし、業務を執行しない取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）とし、求められる能力及び責任を総合的に勘案して役職ごとの具体的金額を取締役会において定める。ただし、業務を執行しない取締役の基本報酬の金額は、一般水準等を考慮の上、代表取締役社長が取締役会の委任に基づき決定する。

取締役（業務を執行しない取締役を除く。）の業績連動報酬等として、各事業年度の当社の連結業績に連動する賞与（金銭報酬）を事業年度終了後に一括して支給する。

取締役の賞与の算定方法等の詳細は、人事・報酬等諮問委員会において事前に審議の上、その答申に基づき取締役会において定める。ただし、代表取締役社長は、取締役会の委任に基づき一定の割合の範囲内で個人別の賞与の額を増減することができる。

なお、業績連動報酬等（賞与）は、過大とならないよう、あらかじめ取締役会で上限を定める。

（iii）当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の決定内容については、取締役会で報告がなされており、取締役会として決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬につきましては、2020年6月18日開催の第89期定時株主総会において年額320百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）と決議いただいております。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）です。

取締役監査等委員の報酬につきましては、2020年6月18日開催の第89期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役監査等委員の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。

ウ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、代表取締役社長・社長執行役員 山尾康二に取締役の個人別の報酬等の内容の一部の決定を委任する旨の決議をしており、その委任された権限の内容及び委任の理由等は、次のとおりであります。なお、上記ア（Ⅲ）に記載のとおり、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会で報告がなされております。

- ・取締役会が決定した報酬体系に従って、取締役会が定めた一定の割合の範囲内で各業務執行取締役の業務執行に係る成果に応じて業績連動報酬等の金額を増減すること。この権限の委任は、取締役の業務執行の成果についての代表取締役社長による評価を業績連動報酬等に一部反映することを目的とするものであります。
- ・一般水準等を考慮の上、業務を執行しない取締役の基本報酬額を決定すること。この権限の委任は、一般水準等を踏まえつつ個別事情を考慮して当該基本報酬額を決定することができるようにすることを目的とするものであります。

エ. 取締役の報酬等の総額等

役員区分	対象となる 役員の員数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	6名 (うち社外 2名)	94百万円 (うち社外 12百万円)	36百万円	—	130百万円 (うち社外 12百万円)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	4名 (うち社外 3名)	36百万円 (うち社外 16百万円)	—	—	36百万円 (うち社外 16百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の支給額は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等につきましては、それぞれ上記イに記載のとおり株主総会の決議をいただいております。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は、明瞭性及び指標としての浸透度を考慮し、対象事業年度の連結経常利益としております。当該事業年度の連結経常利益は5,514百万円であり、業績連動報酬等の額の算定方法は、上記ア（Ⅱ）及びウに記載のとおりです。

③ 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係

氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	兼 職 先 と の 関 係
取締役 井 窪 保 彦	阿部・井窪・片山法律事務所 シニアパートナー	当社と阿部・井窪・片山法律事務所との間には、特段の関係はありません。
取締役 大 藏 公 治	オーニッツ 代表	当社とオーニッツの間には、特段の関係はありません。
取締役監査等委員 千 崎 滋 子	千崎滋子公認会計士事務所 代表 株式会社湖池屋 社外取締役・監査等委員	当社と千崎滋子公認会計士事務所の間には、特段の関係はありません。 当社と株式会社湖池屋の間には、特段の関係はありません。
取締役監査等委員 小 林 昭 夫	小林昭夫公認会計士事務所 代表	当社と小林昭夫公認会計士事務所の間には、特段の関係はありません。

イ. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取 締 役 会			監 査 等 委 員 会		
	出席回数	開催回数	出 席 率	出席回数	開催回数	出 席 率
取締役 井 窪 保 彦	13回	13回	100%			
取締役 大 藏 公 治	13回	13回	100%			
取締役 監査等委員 千 崎 滋 子	13回	13回	100%	16回	16回	100%
取締役 監査等委員 原 田 直 巳	13回	13回	100%	16回	16回	100%
取締役 監査等委員 小 林 昭 夫	9回	9回	100%	11回	11回	100%

(注) 取締役監査等委員 小林昭夫氏は、2024年6月20日開催の第93期定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。同氏については、就任後に開催された取締役会及び監査等委員会に係る出席回数、開催回数及び出席率を記載しております。

ウ．取締役会及び監査等委員会での発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

・社外取締役

井窪保彦氏は、弁護士として長年企業法務の各分野に携わっております。大藏公治氏は、三井物産株式会社において金属事業分野の経験が長く、同社が出資する資源投資会社において代表取締役社長を務めるなど、企業経営の経験があります。両氏は、その知識・経験を活かし、業務執行から独立した客観的な立場から、取締役会の一員としての適切な経営判断と実効性の高い監督を行うことが期待されているところ、井窪保彦氏は法的リスク管理その他の法務的な視点などから、大藏公治氏はその海外経験も踏まえた事業上の視点などから、それぞれ取締役会において有意義な発言をいただいております。また、井窪保彦及び大藏公治の両氏は、取締役会の諮問機関として設置している人事・報酬等諮問委員会及びグループ会社間利益相反監督委員会の委員であり、同委員会の会議において独立社外取締役としてそれぞれの知識・経験を活かした有意義な発言をいただいております。

・社外取締役監査等委員

千崎滋子及び小林昭夫の両氏は、公認会計士として長年監査やコンサルティング業務等に携わっております。原田直巳氏は、日本及び欧州において幅広い金融業務や企業経営に関する豊富な経験を有しております。3氏は、その知識・経験を活かし、取締役会の一員として適切な経営判断と、他の業界における知見や会計、内部統制等の視点を踏まえた実効性の高い監督及び監査を行うことが期待されているところ、千崎滋子及び小林昭夫の両氏は公認会計士としての知見に基づいた会計、内部統制等の視点から、原田直巳氏は、その金融、海外事業等に関わる経験を踏まえた事業管理・組織管理等の視点から、それぞれ取締役会及び監査等委員会において有意義な発言をいただいております。また、3氏は、取締役会の諮問機関として設置している人事・報酬等諮問委員会及びグループ会社間利益相反監督委員会の委員であり、同委員会の会議において独立社外取締役としてそれぞれの知識・経験を活かした有意義な発言をいただいております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
EY新日本有限責任監査法人
- ② 会計監査人との責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における会計監査人の報酬等の額

会計監査人としての報酬等の額	39百万円
非監査業務に基づく報酬等の額	6百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の「会計監査人としての報酬等の額」にはその合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Toho Titanium America Co., Ltd.は、上記の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- ④ 会計監査人の非監査業務の内容
当社は、EY新日本有限責任監査法人に、IFRS導入検討に関する助言業務及び再生可能エネルギー固定価格買取制度の賦課金減免申請に関する確認業務を委託しております。
- ⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
当社監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意によってその会計監査人を解任します。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出する方針です。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分に関しましては、連結配当性向30～35%程度を目安に、業績に応じた配当を実施するとともに、安定的な株主還元にも配慮し、少なくとも連結純資産額の2%以上の年間配当を継続して行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり10円としました。中間配当の8円と合わせまして、年間配当金は1株当たり18円となります。

なお、当社は、取締役会の決議により剰余金の配当を決定できる旨を定款に定めています。

4. 内部統制システム構築の基本方針

(1) 決議の内容

会社法第399条の13第1項第1号並びに会社法施行規則第110条の4第1項及び第2項に基づき、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり定めています。

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、業務の執行に当たり、国内及び海外の関連法令、社内の規程、通達等を遵守し、公正で健全な事業活動を行う。
- (2) (1)を徹底するため、当社グループの「企業倫理規範」を取締役、執行役員及び使用人に周知し、同規範に基づく継続的な教育・研修を通じ、法令の遵守と公正な事業運営に万全を期す。
- (3) 内部監査担当部署は、毎年、内部監査規則及び内部監査計画に基づき、当社グループの法令・社内規程の遵守状況を含む監査を実施し、その結果を社長及び監査等委員会に報告するとともに、改善を要する事項等がある場合には当該部門に指示する。
- (4) 社長の下に企業倫理推進責任者及び企業倫理推進委員会を設置する。企業倫理推進委員会では、倫理法令遵守に関するグループ方針の策定や遵守状況のチェックなどのほか、当社グループの全体的な対応を必要とする事項などに関する検討を行う。
- (5) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制を整備するとともに、毎年、その有効性を評価し、必要な是正を行う。
- (6) 取締役会の適正な運営を図るため、取締役会規則を制定する。取締役会は、同規則に基づき、十分な審議を経て、当社グループの経営方針・戦略・計画、その他重要な事項を審議・決定するとともに、取締役から適切に職務の執行状況につき報告を受ける。取締役は、この報告を適切に行う。また、社外取締役が取締役会に出席して審議に加わることにより、重要事項の決定における客観性の確保及び妥当性の一層の向上を図る。
- (7) 法令違反行為の早期発見及び早期是正を図るとともに、法令違反行為の通報者を適切に保護するために、弁護士とも連携した内部通報制度（コンプライアンスホットライン制度）を整備・運用する。
- (8) 反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては断固たる態度で臨む。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 職務の執行に係る請議書、議事録等の文書その他の情報については、法令及び社内規程に従い、適切に作成、保存及び管理（廃棄を含む。）を行う。
- (2) 営業秘密（技術情報、販売情報等）の管理、重要な内部情報の管理及び個人情報適切に取り扱うための規程類を整備・運用する。また、従業員に対して、その遵守を徹底する。
- (3) 会社法等の法令及び証券取引所の規則を遵守し、会社情報の適時、適切な開示を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業の継続的な発展のためには、事業運営に伴う損失の危険（リスク）を適切に把握・管理し、損害の発生・拡大を防止する体制の確立が不可欠である。
- (2) この認識の下、リスク管理規程を制定してリスク管理基本方針を定め、取締役会の下にリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会では当社グループ全体のリスク管理の方針・方向性、各リスクテーマ共通の仕組みの検討、協議・承認等を行う。
- (3) 当社グループにおいては以下の事項を継続的に実施し、リスクの管理に万全を期す。
 - ① 各業務におけるリスクの認識と重要度の評価
 - ② リスクの予防策、発生時の対応策の策定（マニュアル化）並びにその見直し
 - ③ 教育・訓練の徹底
 - ④ 以上の実施状況の確認とフォロー
- (4) 経営に重大な影響を及ぼす地震、重大事故等が発生した場合に備え、情報を適切に伝達・管理し、損害の発生・拡大を防止するための体制及び規程類を整備・運用する。
- (5) 事業計画の策定や設備投資計画の立案に当たっては、事業運営や投資に伴うリスクを適切に把握・評価し、必要に応じその回避または軽減のための対応策を織り込む。

4. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社は、それぞれの社内規程において組織、業務分掌、決裁権限等を定め、効率的に業務を遂行する。
- (2) 当社は、経営組織における責任体制の明確化及び業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会又は社長から業務の委嘱を受け、権限委譲された範囲の業務の執行に関し責任を負う。
- (3) 当社は、経営層の意思疎通を密にするため、執行役員、常勤監査等委員及び社長が指名するその他の者で構成する執行役員会を設置し、重要な意思決定や業務に関する報告、連絡、調整等を行う。
- (4) かかる体制のもと、会社の現状と事業環境に即応した機動的な意思決定と業務執行を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 内部統制システムの構築に当たっては、子会社を含めた「東邦チタニウムグループ」として取り組むことを基本とする。
- (2) 子会社の事業運営については、グループ経営会議等を通じグループの方針の伝達・徹底を図るとともに、当社が子会社の予算、事業計画等を承認し、実施状況のモニタリングを実施する。
- (3) 子会社の業績・事業概況について、執行役員会等の場で定期的に報告を受ける。
- (4) 子会社における一定の重要事項については、事前に当社の社内規程に基づく決裁を経ってから実施することとする。
- (5) 親会社の企業集団においては、当社は独立の上場会社であり、内部統制システムの構築については独立して取り組むことを基本とする。但し、親会社とは、適宜、情報交換及び連携を図るものとする。

6. 監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会が定めた監査基準及び監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行及び監査環境の整備に協力する。
- (2) 監査等委員会の職務を補助する使用人の体制は、監査等委員会の意見を踏まえて決定する。監査等委員会の職務を補助する専任の使用人を置く場合、当該使用人の評価、異動等の人事処遇は、常勤の監査等委員との事前の協議を経て、これを決定する。補助使用人の職務については、監査等委員でない取締役からの独立性を確保するとともに、監査等委員会の指示の実効性を確保するための必要な措置を講じる。
- (3) 監査等委員及び補助使用人が必要な執行役員会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるように必要な措置を講ずるほか、監査等委員会の求める事項について、適切な報告が行われるよう体制を整備・運用する。
- (4) 当社及び子会社の取締役、執行役員、従業員及び監査役は、当社又は子会社において、重大な法令・定款違反若しくはそのおそれが生じたとき、又は不正行為の事実若しくは会社に著しい損害を与えるおそれのある事実等を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
- (5) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないようにするために、こうした取扱いを禁止する旨を関係する規程類に明記するなど、必要な体制を整備・運用する。
- (6) 社長その他の経営陣は、監査等委員会と随時会合をもち、当社グループの経営課題等について意見交換を行う。
- (7) 内部監査・内部統制担当部署は、内部監査の状況及び内部通報制度の運用状況について、監査等委員会に定期的に及び必要の都度報告し、監査等委員会と緊密な連携を保つ。
- (8) 監査等委員及び補助使用人の職務の執行に係る費用又は債務については、会社法の規定(第399条の2第4項)により、監査等委員の請求に基づき、当社が適切にこれを負担する。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当期における内部統制システムの運用状況の概要は、次のとおりであります。

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社グループの法令遵守等に関する行動基準を規定した「企業倫理規範」を社内イントラネットに掲載し、役員・従業員への周知を図っています。また、同規範に基づき、役員をはじめとする階層別教育を実施しています。
- ・ 監査部は、内部監査規則及び内部監査計画に基づき、当社グループの法令・社内規程の遵守状況を含む監査を実施し、その結果を社長及び監査等委員会に随時報告するとともに、取締役会には年2回包括報告し、改善を要する事項等がある場合には当該部門に指示しています。
- ・ 企業倫理推進委員会を年2回開催し、倫理法令遵守状況の報告等を行っています。
- ・ 金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施しています。
- ・ 取締役会規則に基づき、社外取締役出席のもと、当期は13回の取締役会を開催し、重要な事項を決定するとともに、取締役から定期的に職務の執行状況の報告を受けています。
- ・ 法令違反等の通報窓口として、社内の他、社外として弁護士を窓口とした部門横断的な内部通報制度と「職制上のレポートラインにおける内部通報」を導入しており、その運用状況を企業倫理推進委員会、取締役会において報告しています。
- ・ 「東邦チタニウムグループ反社会的勢力対応基本規程」に基づき、反社会的勢力との関係遮断のため取引先調査及び契約上の措置等を実施しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 請議書、取締役会議事録等の文書については、法令及び「文書取扱規則」に従い、適切に作成、保存及び管理（廃棄を含む）を行っています。
- ・ 「機密情報管理規則」、「内部情報管理規則」、「個人情報取扱規則」等の規則に基づき、営業秘密、重要な内部情報及び個人情報の保護を行っています。
- ・ 法令及び証券取引所の規則に従い、会社情報の適時、適切な開示を行っています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理を適切に行うため、「リスク管理規程」を制定してリスク管理基本方針を定め、リスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会は年4回開催し、当社グループ全体のリスク管理の方針・方向性の協議・承認等を行うとともにリスク管理の実施状況の確認とフォローを行っています。
- ・緊急事態が発生した場合に備え、「危機・緊急事態対応規程」を定めており、特に地震や重大事故発生時に備えた各マニュアルを策定しています。また、災害後の復旧手順等を定めたBCPを策定しています。
- ・デリバティブ取引に関して、「為替予約管理規則」等を制定し、管理しています。
- ・事業計画の策定や設備投資計画の立案に当たり、事業運営や投資に伴うリスクへの対応策を織り込むようにしています。

4. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社及び子会社は、効率的な業務遂行のため、「決裁権限基準表」、「職制」等の規程を定めています。
- ・当社は、経営組織における責任体制の明確化及び業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を採用しています。
- ・当社は、経営層の意思疎通を密にするため、執行役員、常勤監査等委員及び社長が指名するその他の者で構成する執行役員会を設置し、重要な意思決定や業務に関する報告、連絡、調整等を行っています。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の事業運営については、年2回開催するグループ経営会議において方針の示達及び意識統一を図っています。
- ・子会社の予算、事業計画その他一定の重要事項については、事前に当社の決裁権限基準表に基づく決裁を行っています。
- ・子会社の業績・事業概況について、執行役員会等の場で定期的に報告を受けています。
- ・親会社とは別に独自に内部統制システムを構築しています。
- ・親会社と、適宜、情報交換を行い、連携を図っています。

6. 監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

- ・各部門、各箇所は、監査等委員会監査に協力的に応じています。
- ・総務担当、秘書担当等の使用人が適宜監査等委員会を補助しており、監査等委員会は監査等委員会の職務を補助する専任の使用人を置くことを求めているため、監査等委員会の職務補助のための専任の使用人は置いていません。
- ・常勤監査等委員は執行役員会、業務報告会等に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握しています。
- ・当社及び子会社の取締役、執行役員、従業員及び監査役は、職務の執行状況を定期的に監査等委員会に報告しています。また、法令・定款違反又はそのおそれが生じたときは速やかに監査等委員会に報告することとしています。
- ・内部通報制度において、会社に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを規定しており、監査等委員会への報告もこれに準じて取り扱うこととしています。
- ・社長その他の経営陣は、監査等委員会との会合をもち、当社グループの経営課題等について意見交換を行うほか、会合の中で監査等委員会が求める事項について報告を行っています。
- ・監査部は、内部監査の状況及び内部通報制度の運用状況について、監査等委員会に報告しています。
- ・当社は、監査等委員会の職務の執行に係る費用又は債務について、監査等委員の請求に基づき、適切にこれを負担しています。

(本事業報告中の記載数値は、金額及び持株数につきましては、表示単位未満を切り捨て、比率その他につきましては四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	69,735	流 動 負 債	43,740
現 金 及 び 預 金	4,599	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,763
受 取 手 形	1	短 期 借 入 金	32,446
電 子 記 録 債 権	232	リ ー ス 債 務	10
売 掛 金	14,579	未 払 法 人 税 等	1,418
商 品 及 び 製 品	24,866	賞 与 引 当 金	1,561
仕 掛 品	9,297	役 員 賞 与 引 当 金	176
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	12,648	そ の 他	4,365
未 収 入 金	1,161	固 定 負 債	22,708
そ の 他	2,349	長 期 借 入 金	20,584
固 定 資 産	55,044	リ ー ス 債 務	2
有 形 固 定 資 産	52,066	資 産 除 去 債 務	2,122
建 物 及 び 構 築 物	17,869	負 債 合 計	66,449
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	17,182	(純 資 産 の 部)	
工 具 器 具 及 び 備 品	777	株 主 資 本	58,426
土 地	2,449	資 本 金	11,963
建 設 仮 勘 定	13,788	資 本 剰 余 金	13,023
無 形 固 定 資 産	683	利 益 剰 余 金	33,518
投 資 そ の 他 の 資 産	2,294	自 己 株 式	△78
関 係 会 社 株 式	513	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△95
繰 延 税 金 資 産	301	為 替 換 算 調 整 勘 定	△363
退 職 給 付 に 係 る 資 産	822	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	268
そ の 他	659	純 資 産 合 計	58,330
貸 倒 引 当 金	△1	負 債 ・ 純 資 産 合 計	124,780
資 産 合 計	124,780		

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	88,974
売上原価	72,921
売上総利益	16,052
販売費及び一般管理費	10,172
営業利益	5,880
営業外収益	180
受取利息及び配当金	0
受取物品売却益	36
受取技術料	63
持分法による投資利益	25
その他	55
営業外費用	547
支払利息	329
為替差損	120
その他	97
経常利益	5,514
特別利益	51
補助金収入	19
固定資産売却益	31
特別損失	231
固定資産除却損	163
関係会社株式売却損	68
税金等調整前当期純利益	5,333
法人税、住民税及び事業税	1,473
法人税等調整額	133
当期純利益	3,726
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	3,726

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,963	13,023	31,642	△78	56,550
当期変動額					
剰余金の配当			△1,850		△1,850
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,726		3,726
自己株式の取得				－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	1,876	－	1,876
当期末残高	11,963	13,023	33,518	△78	58,426

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 調 整 係 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	－	△361	358	△2	－	56,547
当期変動額						
剰余金の配当						△1,850
親会社株主に帰属する 当期純利益						3,726
自己株式の取得						－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	△2	△90	△92	－	△92
当期変動額合計	－	△2	△90	△92	－	1,783
当期末残高	－	△363	268	△95	－	58,330

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

要約連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）

（2024年 4 月 1 日から）
（2025年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
営 業 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー	19,283
投 資 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー	△11,631
財 務 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー	△4,935
現 金 及 び 現 金 同 等 物 に 係 る 換 算 差 額	3
現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 増 減 額	2,718
現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 期 首 残 高	1,880
現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 期 末 残 高	4,599

（金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	69,815	流 動 負 債	44,217
現金及び預金	1,808	買掛金	3,848
受取手形	1	短期借入金	32,446
電子記録債権	232	未払金	4,264
売掛金	17,350	未払法人税等	1,416
商品及び製品	24,760	未払費用	385
仕掛品	9,281	賞与引当金	1,552
原材料及び貯蔵品	12,653	役員賞与引当金	176
短期貸付金	942	その他の	128
未収入金	1,197	固 定 負 債	22,706
その他の金	2,334	長期借入金	20,584
貸倒引当金	△748	資産除去債務	2,122
固 定 資 産	54,503	負 債 合 計	66,923
有 形 固 定 資 産	52,112	(純 資 産 の 部)	
建物	16,831	株 主 資 本	57,394
構築物	1,031	資 本 金	11,963
機械装置	17,222	資 本 剰 余 金	13,022
車両運搬具	12	資本準備金	13,022
工具器具及び備品	777	利 益 剰 余 金	32,486
土地	2,449	利益準備金	443
建設仮勘定	13,788	その他の利益剰余金	32,043
無 形 固 定 資 産	685	固定資産圧縮積立金	298
ソフトウェア	662	繰越利益剰余金	31,744
その他の	22	自 己 株 式	△78
投 資 そ の 他 の 資 産	1,705	純 資 産 合 計	57,394
関係会社株式	205	負 債 ・ 純 資 産 合 計	124,318
繰延税金資産	377		
長期貸付金	34		
前払年金費用	462		
その他の金	654		
貸倒引当金	△29		
資 産 合 計	124,318		

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売	上	高	87,269
売	上	原 価	71,727
売	上	総 利 益	15,541
販	売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,282
営	業	利 益	5,258
営	業 外 収 益		1,258
受	取	利 息	9
受	取	配 当 金	1,066
物	品	却 却 益	36
固	定 資 産	賃 貸 料	23
受	取	技 術 料	65
そ	の	他	56
営	業 外 費 用		537
支	払	利 息	333
為	替	差 損	138
そ	の	他	65
経	常	利 益	5,980
特	別	利 益	513
補	助	金 収 入	19
固	定 資 産	売 却 益	0
関	係 会 社	株 式 売 却 益	493
特	別	損 失	155
固	定 資 産	除 却 損	155
税	引 前 当 期 純 利 益		6,338
法	人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,370
法	人 税 等 調 整 額		63
当	期 純 利 益		4,903

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 合 計		
					固 定 産 圧 縮 積 立 金	資 本 剰 余 金	繰 上 利 益 剰 余 金			
当期首残高	11,963	13,022	13,022	443	299	28,690	29,433	△78	54,341	
当期変動額										
剰余金の配当						△1,850	△1,850		△1,850	
当期純利益						4,903	4,903		4,903	
固定資産圧縮積立金の取崩					△0	0	－		－	
自己株式の取得								－	－	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	△0	3,053	3,053	－	3,053	
当期末残高	11,963	13,022	13,022	443	298	31,744	32,486	△78	57,394	

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	－	－	54,341
当期変動額			
剰余金の配当			△1,850
当期純利益			4,903
固定資産圧縮積立金の取崩			－
自己株式の取得			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－
当期変動額合計	－	－	3,053
当期末残高	－	－	57,394

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

東邦チタニウム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 岸 聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	脇 野 守

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東邦チタニウム株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東邦チタニウム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

東邦チタニウム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 岸 聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	脇 野 守

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦チタニウム株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第94期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

東邦チタニウム株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 片岡 拓雄 ㊟

監査等委員 千崎 滋子 ㊟

監査等委員 原田 直巳 ㊟

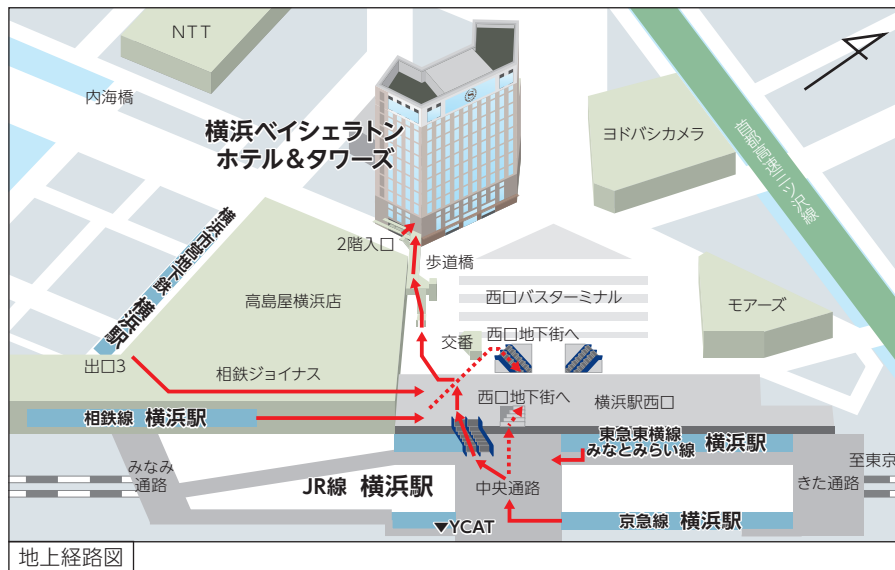
監査等委員 小林 昭夫 ㊟

(注) 監査等委員千崎滋子、原田直巳、小林昭夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場案内図

神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号
 横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 5階「日輪」
 電話045(411)1111(代表)



地上経路図



地下経路図

<交通>

JR・私鉄・地下鉄

横浜駅 西口より徒歩 1分

(注) 駐車場のご用意はいたして
 おりません。



見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。



2025年5月23日

株 主 各 位

第94期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

第 94 期
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表



連結注記表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項〕

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 2社……………東邦マテリアル(株)、Toho Titanium America Co., Ltd.

なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたトーホーテック(株)は、当連結会計年度中に株式を譲渡したことにより持分法適用の関連会社となったため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社 3社 …Advanced Metal Industries Cluster and Toho Titanium Metal Co., Ltd.、トーホーテック(株)、(株)TOHOWORLD

トーホーテック(株)は、当連結会計年度中に株式を譲渡し連結子会社から持分法適用の関連会社となったため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社を含めております。

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社…該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等…決算期末日の市場価格等に基づく時価法

以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等 …移動平均法による原価法

- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料、仕掛品…先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

なお、未着原材料については、個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯 蔵 品 …………… 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

ソフトウェア（自社利用分）は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、金属チタン事業、触媒事業、化学品事業の各製品の製造、販売を主な事業としており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

これにより、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を取引価格に含めております。

なお、金属チタン事業のスポンジチタン販売に変動対価が含まれております。

取引の対価は、支配が顧客に移転後1年以内に受け取るため、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生の日連結会計年度より費用処理しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。在外関連会社の資産及び負債は、当該関連会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

為替予約取引及び商品先渡取引は、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たしているものについては、振当処理を採用しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

〔会計上の見積りに関する注記〕

当社の連結計算書類には、経営者の見積りを含みます。資産・負債及び損益に影響を与える見積りは、過去の実績やその他の様々な要因を勘案し経営者が合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際に生じる結果とは異なる可能性があります。

なお、当社の連結計算書類に重要な影響を与える可能性のある主な見積りは、以下のとおりであります。

化学品事業の固定資産の評価

当連結会計年度末において、化学品事業の固定資産残高は12,896百万円であります。

資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生成する資産グループを単位としております。営業活動から生ずる損益及びキャッシュ・フローの状況、将来の事業計画、経営環境の変化の程度等を考慮の上、減損の兆候の判定を行っております。将来の事業計画の中で、販売数量や販売・仕入価格などが主要な仮定となります。

減損の兆候があると認められた資産又は資産グループについては、将来キャッシュ・フローが資産又は資産グループの帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識すべきとの判断をしております。減損損失を認識すべきと判断された資産又は資産グループについては、回収可能価額まで帳簿価額を減額しております。

回収可能価額は使用価値により測定しており、事業計画に基づく将来キャッシュ・フローにより算定されますが、米国新政権の政策による影響や中国経済の先行き懸念、輸入原材料及びニッケルの国際価格(LME〔ロンドン金属取引所〕価格)の影響、販売数量及び販売価格等をはじめとする市場動向や経済情勢の変化により収益性が悪化した場合は、連結計算書類に影響を与える可能性があります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

有形固定資産の一部については工場財団を組成し、根抵当権1百万円の担保に供しております。工場財団の内訳は次のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物	4,469百万円
機械装置及び運搬具	4,920百万円
工具器具及び備品	376百万円
土 地	150百万円
計	9,917百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 109,227百万円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 71,270,910株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2024年5月14日 取締役会	普 通 株 式	1,281百万円	18.0円	2024年 3月31日	2024年 6月3日
2024年11月8日 取締役会	普 通 株 式	569百万円	8.0円	2024年 9月30日	2024年 12月12日

(注) 2024年5月14日開催の取締役会決議の1株当たり配当額には創立70周年記念配当3円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普 通 株 式	711百万円	利益剰余金	10.0円	2025年 3月31日	2025年 6月2日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）の調達を目的としたものであります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 長期借入金（1年内返済を含む）	(26,230)	(26,110)	(119)
(2) リース債務（1年内返済を含む）	(12)	(12)	－
(3) デリバティブ取引	42	42	－

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2) 「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「未収入金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	－	－	－	－
商品関連	－	42	－	42
資産計	－	42	－	42

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金（1 年内返済を含む）	－	26,110	－	26,110
リース債務（1 年内返済を含む）	－	12	－	12
負債計	－	26,122	－	26,122

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

為替予約及び商品関連の時価は、市場価格や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	金属チタン事業	触媒事業	化学品事業	
スポンジチタン	42,971	－	－	42,971
チタンインゴット	17,562	－	－	17,562
高純度チタン	2,166	－	－	2,166
触媒製品	－	10,680	－	10,680
電子部品材料	－	－	12,365	12,365
その他	2,868	－	359	3,227
顧客との契約から生じる収益	65,568	10,680	12,724	88,974
外部顧客への売上高	65,568	10,680	12,724	88,974

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「3. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	19,042
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	14,814
契約負債（期首残高）	2
契約負債（期末残高）	1

契約負債は、顧客からの前受金であります。契約負債は連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	20,605
1年超2年以内	2,691
2年超	10,093
合計	33,389

スポンジチタンの長期販売契約によるものであります。

〔1 株当たり情報に関する注記〕

1 株当たり純資産額 819.58円

1 株当たり当期純利益 52.36円

個別注記表

〔重要な会計方針〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等…決算期末日の市場価格等に基づく時価法

以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等 …移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料、仕掛品…先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

なお、未着原材料については、個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) …定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年

機械装置 2～15年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) …定額法

ソフトウェア (自社利用分) は、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、金属チタン事業、触媒事業、化学品事業の各製品の製造、販売を主な事業としており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

これにより、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を取引価格に含めております。

なお、金属チタン事業のスポンジチタン販売に変動対価が含まれております。

取引の対価は、支配が顧客に移転後1年以内に受け取るため、重要な金融要素は含んでおりません。

5. ヘッジ会計の方法

為替予約取引及び商品先渡取引は、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たしているものについては、振当処理を採用しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

〔会計上の見積りに関する注記〕

当社の計算書類には、経営者の見積りを含みます。資産・負債及び損益に影響を与える見積りは、過去の実績やその他の様々な要因を勘案し経営者が合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際に生じる結果とは異なる可能性があります。

なお、当社の計算書類に重要な影響を与える可能性のある主な見積りは、以下のとおりであります。

化学品事業の固定資産の評価

当事業年度末において、化学品事業の固定資産残高は12,896百万円であります。

見積りの内容については、連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

有形固定資産の一部については工場財団を組成し、根抵当権1百万円の担保に供しております。工場財団の内訳は次のとおりであります。

建	物	4,080百万円						
構	築	物	388百万円					
機	械	装	置	4,920百万円				
工	具	器	具	及	び	備	品	376百万円
土	地	150百万円						
計								9,917百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 109,245百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,938百万円
長期金銭債権	34百万円
短期金銭債務	899百万円

4. 圧縮記帳に関する注記

国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は次のとおりです。

建物	164百万円
構築物	6百万円
機械装置	1,974百万円
車両運搬具	18百万円
工具器具及び備品	35百万円
ソフトウェア	9百万円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売	上	高	2,915百万円
仕	入	高	19,043百万円

営業取引以外の取引による取引高

受 取 利 息	9百万円
受 取 配 当 金	1,066百万円
受 取 技 術 料	68百万円
固定資産賃貸料	21百万円
そ の 他	10百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末の自己株式の種類及び総数

普 通 株 式

98,836株

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金

474百万円

賞与引当社会保険料見積額

80百万円

未払事業税

106百万円

貸倒引当金

244百万円

関係会社株式評価損

1,667百万円

減損損失

283百万円

資産除去債務

667百万円

その他

180百万円

繰延税金資産小計

3,704百万円

評価性引当額

△2,595百万円

繰延税金資産合計

1,109百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金

△146百万円

資産除去債務

△438百万円

前払年金費用

△146百万円

繰延税金負債合計

△731百万円

繰延税金資産の純額

377百万円

〔関連当事者との取引に関する注記〕

関連会社

属 性	会社等の名称又は氏名	事業内容	議決権の所有 (被所有)割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
関連会社	Advanced Metal Industries Cluster and Toho Titanium Metal Co.,Ltd.	製造・販売事業	35%	当社技術の供与 役務の提供 役員の兼任 製品の購入	製品の購入	16,120	未収入金	509
					技術支援	68	買掛金	361

上記の金額のうち、取引金額には、消費税等を含めておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 製品の購入価格については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

〔収益認識に関する注記〕

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	806.42円
1株当たり当期純利益	68.90円